

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告示

- |                                  |              |   |
|----------------------------------|--------------|---|
| ○特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)           | (共同企画社会推進課)  | 一 |
| ○生活保護法による指定介護機関の指定               | (社会福祉課)      | 二 |
| ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出            | (同)          | 四 |
| ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出            | (同)          | 五 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定    | (障害福祉課)      | 五 |
| ○建設業許可の取消し                       | (事業管理課)      | 六 |
| ○道路の区域変更                         | (道路課)        | 六 |
| ○土地区画整理組合の理事についての届出(二件)          | (都市計画課)      | 七 |
| ○土地改良事業計画変更の適当の決定                | (仙台地方振興事務所)  | 七 |
| ○土地改良区役員の退任の届出                   | (気仙沼地方振興事務所) | 八 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) | (管財課)        | 八 |

## 告示

○宮城県告示第十三号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アクティブリンク宮城

代表者の氏名 今野 智

二 主たる事務所の所在地  
三 定款に記載された目的

仙台市青葉区本町三丁目二番二十六・八〇七号

この法人は、社会的な動向に興味を持つ事ができない若者や公民感覚が希薄になりつつある若者達の問題に対して、地域のより良い発展の為に公益性のある社会活動を企画、実行するイベントを開催する事業を行い、その社会活動に若者達の積極的参加を促し、地域社会の一員であることを強く認識させる事により全ての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと社会、文化発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年十二月十五日

○宮城県告示第十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 日本ペット環境教育センター

代表者の氏名 稲見 忠行

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区石名坂十番地の一シャトル石名坂一一〇

三 定款に記載された目的

この法人は、一般市民や幼稚園・小学校の生徒に対して環境学習を通して、ペットが良好な環境との係わりが出来るように「環境の保全を図る活動」及び「社会教育の推進を図る活動」を行い、環境道德、環境美化、感染症防止、自然生態系破壊に関する啓蒙・教育・講演及び資料作成、配布、提供に関する活動を行うことを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十日

○宮城県告示第十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ボランティアインフォ

代表者の氏名 北村 孝之

二 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区花京院一丁目一番三十号ニユーライフマンション一〇

三

三 定款に記載された目的  
この法人は、NPO及び市民・ボランティア団体に対して、ボランティア募集や団体情報を広く告知することに関する事業を行い、ボランティア団体を間接的に支援し、災害発生時における被災地の復旧、復興に寄与すると同時に、日常生活における社会貢献活動のより一層の促進を目的とする。  
平成二十三年十二月二十二日  
○宮城県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
平成二十四年一月十三日  
一 訪問看護  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                        |                 |                |              |             |
|------------------------|-----------------|----------------|--------------|-------------|
| 訪問看護ステーションあした気仙沼ステーション | 気仙沼市赤岩杉ノ沢七十七番地二 | 株式会社ハートナーシング高松 | 高松市西町十三番二十七号 | 平成二十三年七月十五日 |
|------------------------|-----------------|----------------|--------------|-------------|

二 居宅療養管理指導

|          |                 |           |                            |            |
|----------|-----------------|-----------|----------------------------|------------|
| 事業所の名称   | 事業所の所在地         | 申請者の名称    | 申請者の所在地                    | 指定年月日      |
| フレンド薬局石巻 | 石巻市蛇田字西道下百八十一・一 | 有限会社フォーラム | 仙台市青葉区柏木二丁目五番四十六号プライム柏木一〇五 | 平成二十三年九月二日 |
| 大河原桜町薬局  | 柴田郡大河原町字南桜町四・四  | 有限会社ケイ    | 柴田郡大河原町字西桜町二十一・三           | 平成二十三年九月二日 |

三 通所介護

|                   |                 |                   |                  |              |
|-------------------|-----------------|-------------------|------------------|--------------|
| 事業所の名称            | 事業所の所在地         | 申請者の名称            | 申請者の所在地          | 指定年月日        |
| 古川中央整骨院デイサービスやわらか | 大崎市古川台町五番二十二号   | 有限会社櫻コーポレーション     | 大崎市古川中里二丁目六番五十二号 | 平成二十三年八月二十二日 |
| デイサービスセンターいくいくう   | 伊具郡丸森町字竹谷四十六番地三 | 特定非営利活動法人グリーンサポート | 伊具郡丸森町字竹谷四十六番地三  | 平成二十三年九月一日   |

四 短期入所生活介護

|              |                   |           |                    |            |
|--------------|-------------------|-----------|--------------------|------------|
| 事業所の名称       | 事業所の所在地           | 申請者の名称    | 申請者の所在地            | 指定年月日      |
| 特別養護老人ホーム百才館 | 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三 | 社会福祉法人永楽会 | 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三 | 平成二十三年七月一日 |

五 居宅介護支援事業

|              |                   |           |                    |            |
|--------------|-------------------|-----------|--------------------|------------|
| 事業所の名称       | 事業所の所在地           | 申請者の名称    | 申請者の所在地            | 指定年月日      |
| 特別養護老人ホーム百才館 | 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三 | 社会福祉法人永楽会 | 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三 | 平成二十三年七月一日 |

| 事業所の名称                 | 事業所の所在地           | 申請者の名称             | 申請者の所在地            | 指定年月日        |
|------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 六 介護老人福祉施設             |                   |                    |                    |              |
| 特別養護老人ホームおしか清心苑        | 石巻市鮎川浜清崎山七番地      | 社会福祉法人旭壽会          | 石巻市北村字幕ヶ崎一十七番地一    | 平成二十三年五月一日   |
| 特別養護老人ホーム百才館           | 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三 | 社会福祉法人永楽会          | 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三 | 平成二十三年七月一日   |
| 七 介護予防訪問看護             |                   |                    |                    |              |
| 訪問看護ステーションあした気仙沼ステーション | 気仙沼市赤岩杉ノ沢七十七番地二   | 株式会社ハートナッシング<br>高松 | 高松市西町十三番二十七号       | 平成二十三年七月十五日  |
| 八 介護予防通所介護             |                   |                    |                    |              |
| 事業所の名称                 | 事業所の所在地           | 申請者の名称             | 申請者の所在地            | 指定年月日        |
| 古川中央整骨院デイサービスやわらか      | 大崎市古川台町五番二十二号     | 有限会社櫻コーポレーション      | 大崎市古川中里二丁目六番五十二号   | 平成二十三年八月二十二日 |
| デイサービスセンターいぐいぐう        | 伊具郡丸森町字竹谷四十六番地三   | 特定非営利活動法人グリーンサポート  | 伊具郡丸森町字竹谷四十六番地三    | 平成二十三年九月二日   |
| 九 介護予防短期入所生活介護         |                   |                    |                    |              |
| 事業所の名称                 | 事業所の所在地           | 申請者の名称             | 申請者の所在地            | 指定年月日        |
| 特別養護老人ホームおしか清心苑        | 石巻市鮎川浜清崎山七番地      | 社会福祉法人旭壽会          | 石巻市北村字幕ヶ崎一十七番地一    | 平成二十三年五月一日   |
| 特別養護老人ホーム百才館           | 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三 | 社会福祉法人永楽会          | 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三 | 平成二十三年七月一日   |
| 十 介護予防福祉用具貸与           |                   |                    |                    |              |
| 事業所の名称                 | 事業所の所在地           | 申請者の名称             | 申請者の所在地            | 指定年月日        |

|  |                  |                   |                   |             |
|--|------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 株式会社東京インテリア家具メ<br>ディカルサービス事業部仙台営業<br>所 | 名取市手倉田字諏訪五百二十四番地 | 株式会社東京インテリア家<br>具 | 東京都荒川区荒川四丁目三十二番五号 | 平成二十三年九月十二日 |
|--|------------------|-------------------|-------------------|-------------|

十一 特定福祉用具販売

|  |                  |                   |                   |             |
|--|------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 株式会社東京インテリア家具メ<br>ディカルサービス事業部仙台営業<br>所 | 名取市手倉田字諏訪五百二十四番地 | 株式会社東京インテリア家<br>具 | 東京都荒川区荒川四丁目三十二番五号 | 平成二十三年九月十二日 |
|--|------------------|-------------------|-------------------|-------------|

十二 特定介護予防福祉用具販売

|  |                  |                   |                   |             |
|--|------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 株式会社東京インテリア家具メ<br>ディカルサービス事業部仙台営業<br>所 | 名取市手倉田字諏訪五百二十四番地 | 株式会社東京インテリア家<br>具 | 東京都荒川区荒川四丁目三十二番五号 | 平成二十三年九月十二日 |
|--|------------------|-------------------|-------------------|-------------|

十三 介護予防支援

|           |                 |             |                   |            |
|-----------|-----------------|-------------|-------------------|------------|
| 事業所の名称    | 事業所の所在地         | 申請者の名称      | 申請者の所在地           | 指定年月日      |
| セントケア石巻矢本 | 東松島市矢本上河戸九十五番五号 | セントケア宮城株式会社 | 仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号 | 平成二十三年七月一日 |

○宮城県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                 |                       |           |                                       |             |
|-----------------|-----------------------|-----------|---------------------------------------|-------------|
| 事業所の名称          | 事業所の所在地               | 開設者の名称    | 開設者の所在地                               | 変更年月日       |
| 石巻市中央地域包括支援センター | 石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内 | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号<br>東京都板橋区桜川二丁目十九番一号 | 平成二十年一月二十二日 |

新

旧

○宮城県告示第十九号

|                                   |                               |                       |                   |                       |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|
| 事業所の名称<br>社団法人宮城県看護協会桃生訪問看護ステーション | 事業所の所在地<br>石巻市桃生町中津山字八木百六十番地二 | 開設者の名称<br>社団法人宮城県看護協会 | 介護サービスの種類<br>訪問看護 | 廃止年月日<br>平成二十三年八月三十一日 |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十四年一月十三日

○宮城県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

| 新 | 旧                           | 新                     | 旧         | 新                | 旧           | 新 | 旧                           | 新                     | 旧         | 新                 | 旧           |
|---|-----------------------------|-----------------------|-----------|------------------|-------------|---|-----------------------------|-----------------------|-----------|-------------------|-------------|
|   | 医療法人社団健育会ひまわりデイサービスセンター     | 東松島市赤井字八反谷地百番地の五      | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区桜川二丁目十九番一号 | 平成二十年一月二十二日 |   | 矢本ひまわり訪問看護ステーション            | 東松島市大曲字堰の内南百四十五番地二    | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号 | 平成二十年一月二十二日 |
|   | 医療法人社団健育会あけぼのひまわり訪問看護ステーション | 石巻市あけぼの三丁目一番五号        | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区桜川二丁目十九番一号 | 平成二十年一月二十二日 |   | 医療法人社団健育会ひまわり在宅ケアステーション     | 石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内 | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号 | 平成二十年一月二十二日 |
|   | 医療法人社団健育会ひまわり訪問看護ステーション     | 石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内 | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区桜川二丁目十九番一号 | 平成二十年一月二十二日 |   | 医療法人社団健育会あけぼのひまわり訪問看護ステーション | 石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内 | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区東坂下一丁目十九番九号 | 平成二十年一月二十二日 |
|   | 医療法人社団健育会中央介護支援センター         | 石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内 | 医療法人社団健育会 | 東京都板橋区桜川二丁目十九番一号 | 平成二十年一月二十二日 |   |                             |                       |           |                   |             |

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

ピス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号       | 事業所の名称及び所在地   | 指定障害福祉サービスの種類              | 設置者名                      | 指定年月日          |
|-------------|---|----------------------------|---------------------------|----------------|
| 〇四二五一〇二二四五  | Andy ouヘルパ<br>イステーション<br>仙台市青葉区東勝山<br>三丁目七番三十八号             | 居宅介護・重度<br>訪問介護（みな<br>し指定） | 一般社団法人<br>悠優会             | 平成二十四年<br>一月一日 |
| 〇四一五四〇〇二〇九  | ヘルパーステーショ<br>ンアリスト仙台<br>仙台市太白区富沢三<br>丁目二十八番三十一<br>富沢グラビア館百一 | 同行援護                       | 有限会社アシ<br>スト              | 平成二十四年<br>一月一日 |
| 〇四一五四〇〇二一九〇 | ヘルパーステーショ<br>ンコスモス<br>仙台市太白区大野田<br>字宮脇十・一                   | 同行援護                       | 社会福祉法人<br>仙台市手をつな<br>ぐ育成会 | 平成二十四年<br>一月一日 |

○宮城県告示第二十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。  
平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年十二月二十日

二 商号又は名称等

| 商号又は名称及び代表者の氏名          | 主たる営業所の所在地            | 建設許可番号                | 申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類             | 受付年月日             |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 株式会社阿部建設<br>阿部 一男       | 登米市豊里町寿崎五十<br>二       | 般・二十一<br>号千八百四十       | 一部廃業<br>一般建設業<br>造園工事業            | 平成二十三年<br>十一月十八日  |
| 有限会社佐藤新<br>佐藤 新六        | 宮城県七ヶ浜町遠山三<br>丁目四・三十  | 般・二十二<br>号六千三百九       | 全部廃業<br>一般建設業<br>建築工事業            | 平成二十三年<br>十一月二十四日 |
| 株式会社松川塗<br>装店<br>松川 多喜夫 | 宮城県利府町しらかし<br>台二丁目四・八 | 般・十九<br>号六千五百四<br>十六号 | 一部廃業<br>一般建設業<br>防水工事業<br>内装仕上工事業 | 平成二十三年<br>十一月三十日  |

株式会社阿部敏  
興業  
阿部 憲一

本吉郡南三陸町入谷字  
岩沢百十六・二

般・十九  
号一万三千八  
百五十号

一部廃業  
一般建設業  
大工工事業  
タイル・れんが・  
ブロック工事業  
鉄筋工事業

平成二十三年  
十一月十七日

瀨戸工業  
瀨戸 明

大崎市田尻大貫字砂待  
井下三十六・二

般・二十一  
号一万五千六  
百七号

全部廃業  
一般建設業  
建築工事業

平成二十三年  
十一月二十一日

株式会社仙台グ  
リーンターフ  
岩佐 芳正

仙台市太白区長町南二  
丁目一・一

般・十八  
号一万七千八  
百四十二号

一部廃業  
一般建設業  
土木工事業  
とび・土工事業  
鋼構造物工事業  
石工事業  
ほ装工事業  
しゅんせつ工事業  
水道施設工事業

平成二十三年  
十一月二十四日

東日本プラント  
株式会社  
渡辺 敏幸

仙台市若林区鶴代町一  
・四十七

般・特・二十  
号二万八千七  
百八十一号

全部廃業  
特定建設業  
土木工事業  
とび・土工事業  
電気工事業  
管工事業  
鋼構造物工事業  
水道施設工事業  
一般建設業  
防水工事業  
機械器具設置工事業

平成二十三年  
十一月十六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
○宮城県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河  
原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百八十六号

三 道路の区域

変更の区間

変更の  
前後の  
(メートル)

敷地の幅員  
(メートル)

敷地の延長  
備考

|   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| 柴田郡川崎町大字小野字根岸八四番七地先から<br>同町大字小野字町裏八番三地先まで |                      |       |
| 後   | 前                    | 前     |
| B   | A                    | A     |
| 一一・七                                      | 一六・五<br>一六・五<br>三一・三 | 一六・五  |
| 一一八・〇                                     | 四四六・七                | 四四六・七 |
| 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。                |                      |       |

○宮城県告示第二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十四年一月十三日

一 組合の名称

名取市愛島東部第一土地区画整理組合

二 事務所所在地

名取市愛島笠島字野田二十九番地十三街区八画地

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

上村 新治 仙台市太白区長町六丁目十三番二十一号

大友 文雄 名取市愛島笠島字野田十一番地の一 一街区二画地

松浦 常夫 名取市愛島笠島字後谷地七番地の五 十四街区二・一画地

理事に就任した者

氏 名 住 所

大友 亀一郎 名取市愛の杜二丁目三番地の八

吉田 孝志 名取市名取が丘三丁目二十四番二号

○宮城県告示第二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十四年一月十三日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大和町吉岡南第二土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

安藤 一郎 黒川郡大和町吉岡字西柿木十九番地の一（一六七B・九L）

小川 豊彦 黒川郡大和町吉田字新南谷地四十番地の一

小原 哲 黒川郡大和町吉岡字天皇寺百八十四番地の五十四

笠原 公男 黒川郡大和町吉岡字中町四十五番地

梶井 晃 黒川郡大和町吉岡字天皇寺百八十四番地の四十一

梶井 雄次 黒川郡大和町吉岡字東下蔵六十番地

佐藤 多津男 黒川郡大和町吉岡字古館百二番地

曾根 初男 黒川郡大和町吉岡南二丁目十九番地の八

中山 和廣 黒川郡大和町吉岡字館下四十一番地

本田 昭吾 黒川郡大和町吉岡字館下七十四番地

○宮城県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、秋保町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供す。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年一月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 本 木 隆

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年一月十三日から平成二十四年二月九日まで

三 縦覧場所

仙台市役所

○宮城県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年一月十三日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所 長 宮 原 賢 一

退任した者

|              |       |              |     |
|--------------|-------|--------------|-----|
| 退任年月日        | 氏 名   | 住 所          | 役職名 |
| 平成二十三年三月三十一日 | 小野寺 匡 | 気仙沼市長磯浜五十六番地 | 理事  |

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
  - 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。
  - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 4 宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成九年十一月一日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。

5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

6 建築物衛生法第十二条の二第一項第七号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 平成二十一年一月一日以降に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米メートル以上の建物に係る同種の業務を、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

9 入札に参加を希望する者は、5、6及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十四年一月二十七日(金)午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十四年一月二十七日(金)午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部管財課調整班(担当 佐藤 健一 電話〇二二・二二一・三三五一)

2 入札説明書の交付期限 平成二十四年一月二十七日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十四年一月二十四日(火)午後五時までに1に掲げる場所あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十四年二月二十三日(木)午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十四年二月二十四日(金)午前十時 宮城県行政庁舎十階 一〇

### 〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもつて入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

イ 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になつたときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

ロ 具体的な調査方法、最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pret.miyagi.jp/keiyaku/>)からダウンロードすることができ。

3 業務委託費内訳書について

イ 調査基準価格を下回る入札があつたときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

ロ 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

ハ 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

イ 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ロ 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ハ イ及びロに規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約

対象業務とするため、この業務に係る歳出予算が不成立となつたときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百十三条及び第一百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額、以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 有

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Service to be Procured : Cleaning of Miyagi Prefectural Government Building, etc.
- 2 Period of Contract : April 1, 2012 to March 31, 2015
- 3 Place of Contract : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 4 Deadline to Submit Bid : February 23, 2012, 5 : 15 p.m.
- 5 Contact Person : Kenichi Sato, General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2351

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年一月十三日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 調達役務の名称及び数量 大崎合同庁舎清掃業務 一式
  - 2 調達役務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成九年十一月一日）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。

5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

6 建築物衛生法第十二条の二第一項第七号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」とい

う。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

八 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

二 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 平成二十一年一月一日以降に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積五千平方メートル以上の建物に係る同種の業務を、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

9 入札に参加を希望する者は、5、6及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十四年一月二十七日(金)午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十四年一月二十七日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部管財課調整班(担当 佐藤 健一 電話〇二二・二二一・三三五一)

2 入札説明書の交付期限 平成二十四年一月二十七日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十四年一月二十四日(火)午後五時までに1に掲げる場所あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十四年二月二十三日(木)午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明

付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十四年二月二十四日(金)午前十一時 宮城県行政庁舎十階 一〇〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本入札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

イ 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

ロ 具体的調査方法 最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pet.miyagi.jp/keiyaku/>)からダウンロードすることができぬ。

3 業務委託費内訳書について

イ 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

ロ 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

ハ 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

イ 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

口 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ハ イ及びロに規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務とするため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零一条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」といふ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 有
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Service to be Procured : Cleaning of Osaki Godochosha
- 2 Period of Contract : April 1, 2012 to March 31, 2015
- 3 Place of Contract : 4-1-1 Asahi, Furukawa, Osaki, Miyagi
- 4 Deadline to Submit Bid : February 23, 2012, 5 : 15 p.m.
- 5 Contact Person : Kenichi Sato, General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2351